

高齢者の所在確認について

1 目的

足立区、杉並区で発生した100歳以上の高齢者の所在不明問題で、文京区においても100歳以上の高齢者に限らず、こういった問題が生じる恐れがある。

そのため、敬老金等の配付時に改めて所在確認を行うが、その際、確認ができない者について、介護保険、後期高齢者医療制度の情報を利用して所在確認を行う。

2 対象者

80歳及び85歳以上の高齢者で、敬老金等の配付時に所在確認ができなかった者

約400人（予定）

3 所在確認の方法

- (1) 介護保険要介護（要支援）認定者の給付情報の確認
- (2) 後期高齢者医療の被保険者の給付情報の確認
- (3) (1)及び(2)の情報で確認できない者については、職員等が自宅などを再度訪問し確認する。

4 確認期間

敬老金等の配付が終了する10月より給付状況の確認を行う。

5 その他

100歳以上の高齢者の所在確認については、東京都より介護保険、後期高齢者医療制度の利用情報を活用して確認するよう通知がある。

目的外利用・外部提供記録票

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供		
保 管 課	福祉部介護保険課		
目的外利用等 をさせた登録業務名	介護保険業務	登録番号	3030-01
目的外利用等をし た理 由	100歳以上の高齢者の所在確認		
目的外利用等をし た個人情報の項目	介護保険要介護（要支援）認定者の給付情報		
目的外利用等の 根 拠	<input type="checkbox"/> 本人同意 <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意以外 (<input type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 福祉向上 <input type="checkbox"/> 審議会)		
目的外利用等 を開始した年月日	平成22年 8月 4日		
目的外利用等の 期 限	<input checked="" type="checkbox"/> 平成22年 8月 10日まで <input type="checkbox"/> 継続		
利 用 課 名	福祉部高齢福祉課	利用する 登録業務 の名称	敬老業務 (登録番号 3010-09)
提 供 先			
条 件			
備 考			

目的外利用・外部提供記録票

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供		
保 管 課	福祉部国保年金課		
目的外利用等 をさせた登録業務名	後期高齢者医療業務	登録番号	3035-08
目的外利用等をし た理由	100歳以上の高齢者の所在確認		
目的外利用等をし た個人情報の項目	後期高齢者医療の被保険者の給付情報		
目的外利用等の 根 拠	<input type="checkbox"/> 本人同意 <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意以外 (<input type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 福祉向上 <input type="checkbox"/> 審議会)		
目的外利用等 を開始した年月日	平成22年 8月 4日		
目的外利用等の 期 限	<input checked="" type="checkbox"/> 平成22年 8月 10日まで <input type="checkbox"/> 継続		
利 用 課 名	福祉部高齢福祉課	利用する 登録業務 の名称	敬老業務 (登録番号 3010-09)
提 供 先			
条 件			
備 考			